

# 障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金

～社会の中のバリア(障壁)を取り除くための必要な経費を支援します～

鳥取県では、障がいのあるなしにかかわらず、人々が互いに尊重し、支え合う社会づくりを県民みんなが進めていくことで、障がい者が地域の中で安心して生活できるよう、「鳥取県民みんなが進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例」(愛称: **あいサポート条例**)を制定しました。

★『事業者は、障がい者が利用しやすいサービスを提供するよう努める』

また、障害者差別解消法が改正され、事業者による「合理的配慮の提供」が義務化されます。

障がい者にとっては、社会の中にあるバリア(障壁)によって生活しづらい場合があります。誰もが暮らしやすい社会にしていくため、生活をしていく上でぶつかるバリア(障壁)を取り除くことが重要であり、県として県内の民間事業者に対し、障害者差別解消法に規定する社会的障壁の除去に必要な経費の一部を支援する補助制度を設けています。

## ◇◇ 障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金 ◇◇

■補助対象者 : 民間事業者(障がい者を接客する機会が多い事業者)

■補助対象経費

<例> レストランメニューの点字化

筆談ボードの整備

段差解消のための携帯スロープの整備

ホテル等窓口での手話対応タブレット端末の導入※

障がい者にもわかりやすいパンフレット等の作成

※「遠隔手話通訳サービス」や「音声文字変換システム」の導入に係るものに限ります。

■補助額 : 補助対象経費の1/2

■補助上限 : 300千円(交付される補助金の上限です)

■申請書 : 県ホームページに掲載

<http://www.pref.tottori.lg.jp/263836.htm>



メニューの点字化

補助申請・問合せ先 鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課  
(電話)0857-26-7675 (ファクシミリ)0857-26-8136

※このほかにも県では市町村と連携し、民間の特定建築物のバリアフリー化を支援するための補助制度を設けています。詳しくは、鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課まで！

【問合せ先】(電話)0857-26-7697 (ファクシミリ)0857-26-8113